

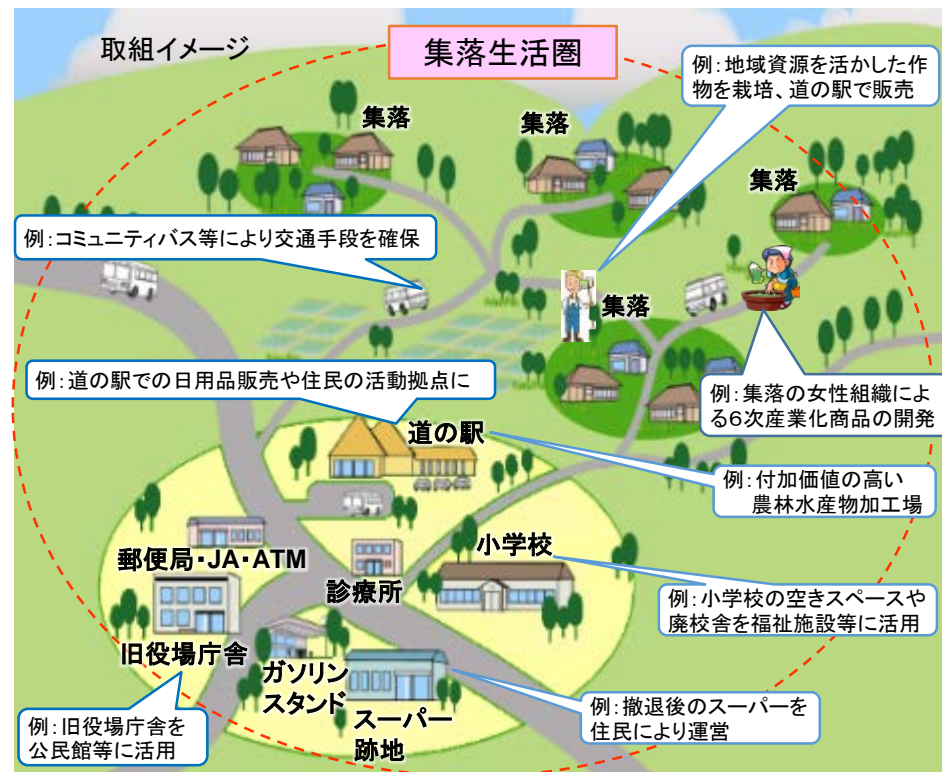
小さな拠点・地域運営組織の形成について



令和3年1月
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- 2024年度までに小さな拠点を全国で1,800箇所(2020年度:1,267箇所)形成し、うち地域運営組織が形成されている比率を90%(2020年度:87%)とすることを目指す。



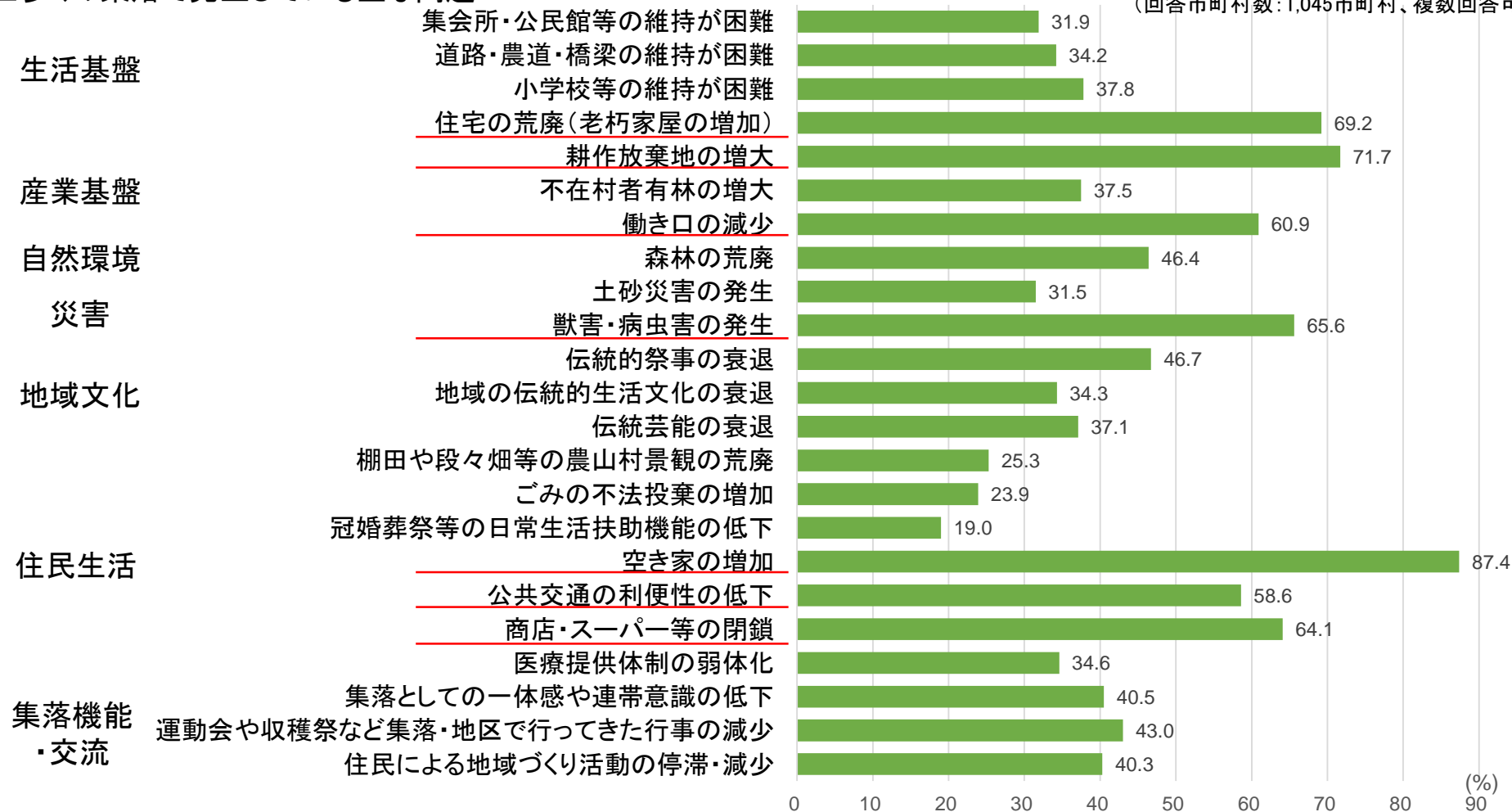
中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

コミュニティ機能が低下し、様々な問題が拡大

○ 集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難な状況が拡大してきている。

■ 多くの集落で発生している主な問題

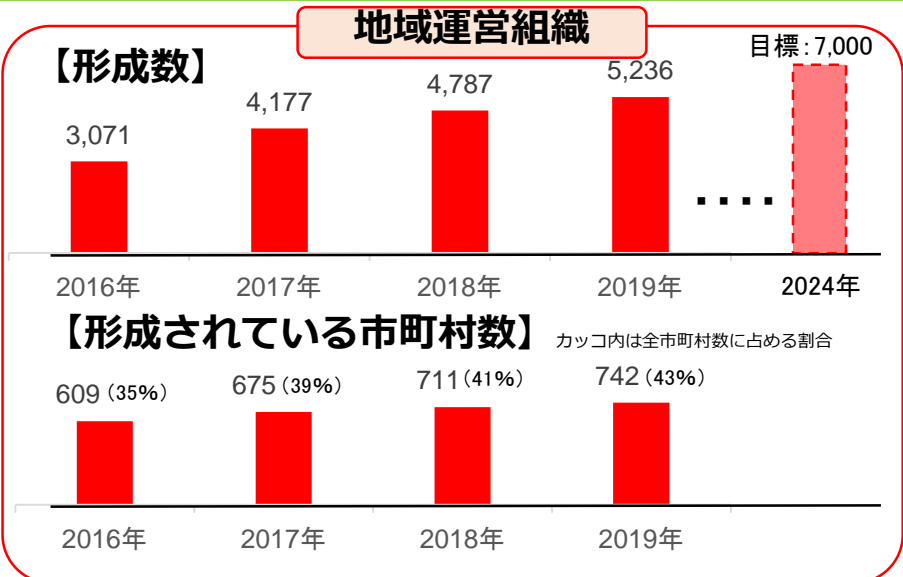
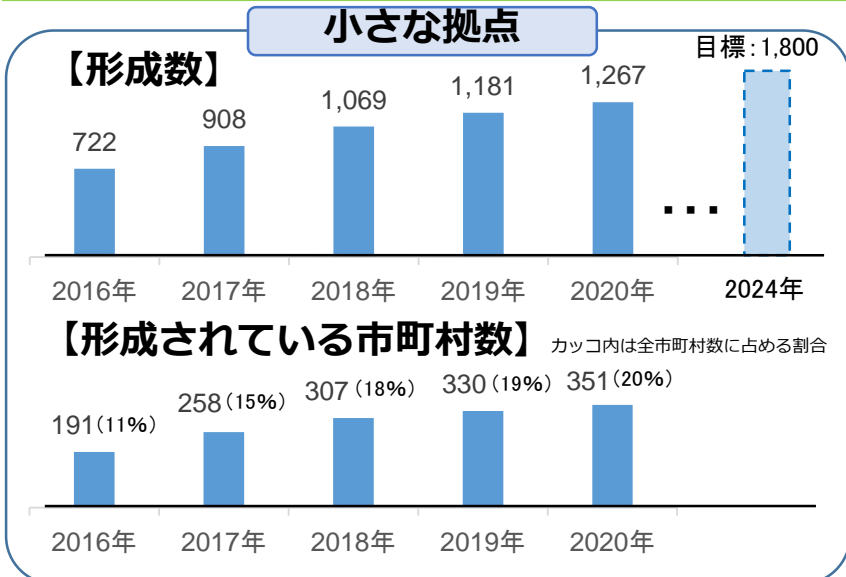
多くの集落で発生している問題として市町村が挙げたものについて集計
(回答市町村数:1,045市町村、複数回答可)



出典:「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」(令和2年3月国土交通省、総務省)

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk3_000010.html

全国における小さな拠点・地域運営組織の形成状況



		過疎関係市町村※(817)	非過疎市町村(924)	合計(1,741)
小さな拠点	市町村数	250 (過疎関係市町村の31%)	101 (非過疎市町村の11%)	351 (全市町村の20%)
	形成数	1,002	265	1,267
地域運営組織	市町村数	376 (過疎関係市町村の46%)	366 (非過疎市町村の40%)	742 (全市町村の43%)
	形成数	2,473	2,763	5,236

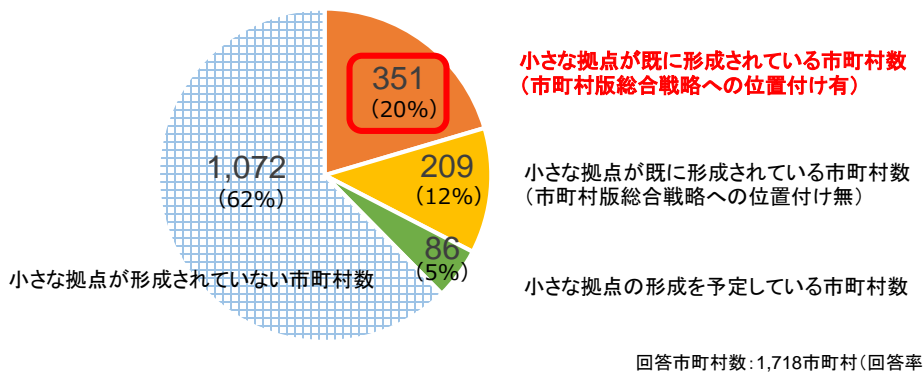
※過疎関係市町村…過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項(全域過疎)、第33条第2項(一部過疎)、第33条第1項(みなし過疎)で規定された市町村(平成29年4月時点)

出典: 令和28年度～令和2年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(内閣府地方創生推進事務局)、
 令和元年度 地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果(総務省地域力創造グループ地域振興室)、
 平成28年度～平成30年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(総務省地域力創造グループ地域振興室)、
 過疎地域市町村等一覧(平成29年4月1現在)(総務省HP)を基に内閣官房作成

小さな拠点づくりに関する実態（内閣府調査）

- 回答のあった市町村のうち、約32%にあたる560市町村において小さな拠点が形成
- そのうち、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は351市町村（約20%）あり、**全国で1,267箇所**（2019年度：1,181箇所）の小さな拠点が形成
- 1,267箇所のうち、87%の箇所で地域運営組織が形成され、地域の課題解決に取り組む

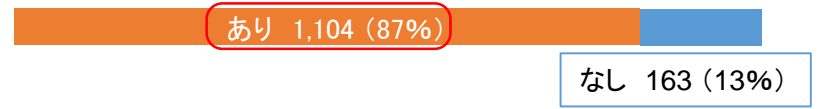
小さな拠点の現況



小さな拠点における地域運営組織の現況

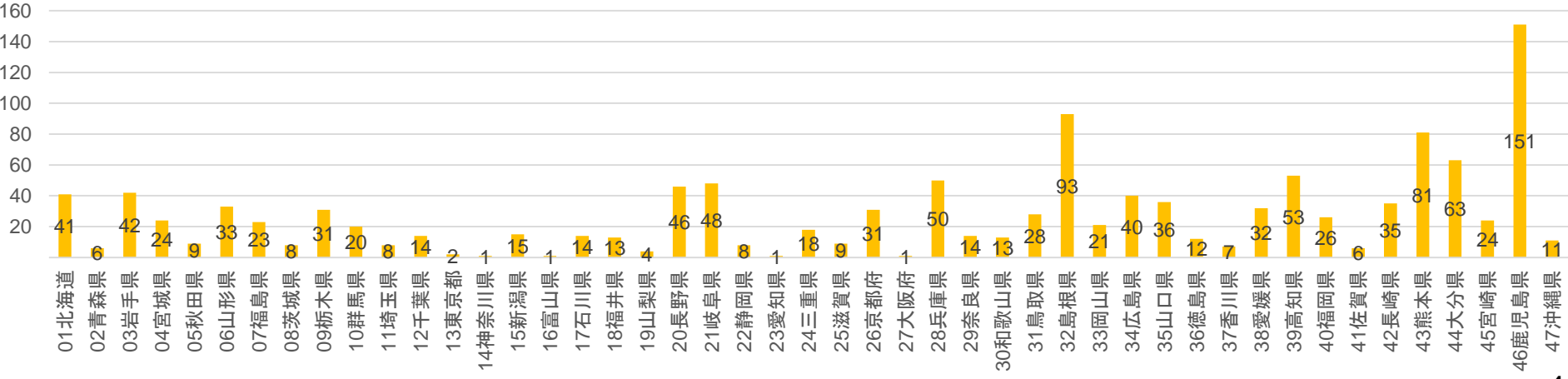
（市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,267箇所について集計）

■ 地域運営組織の有無



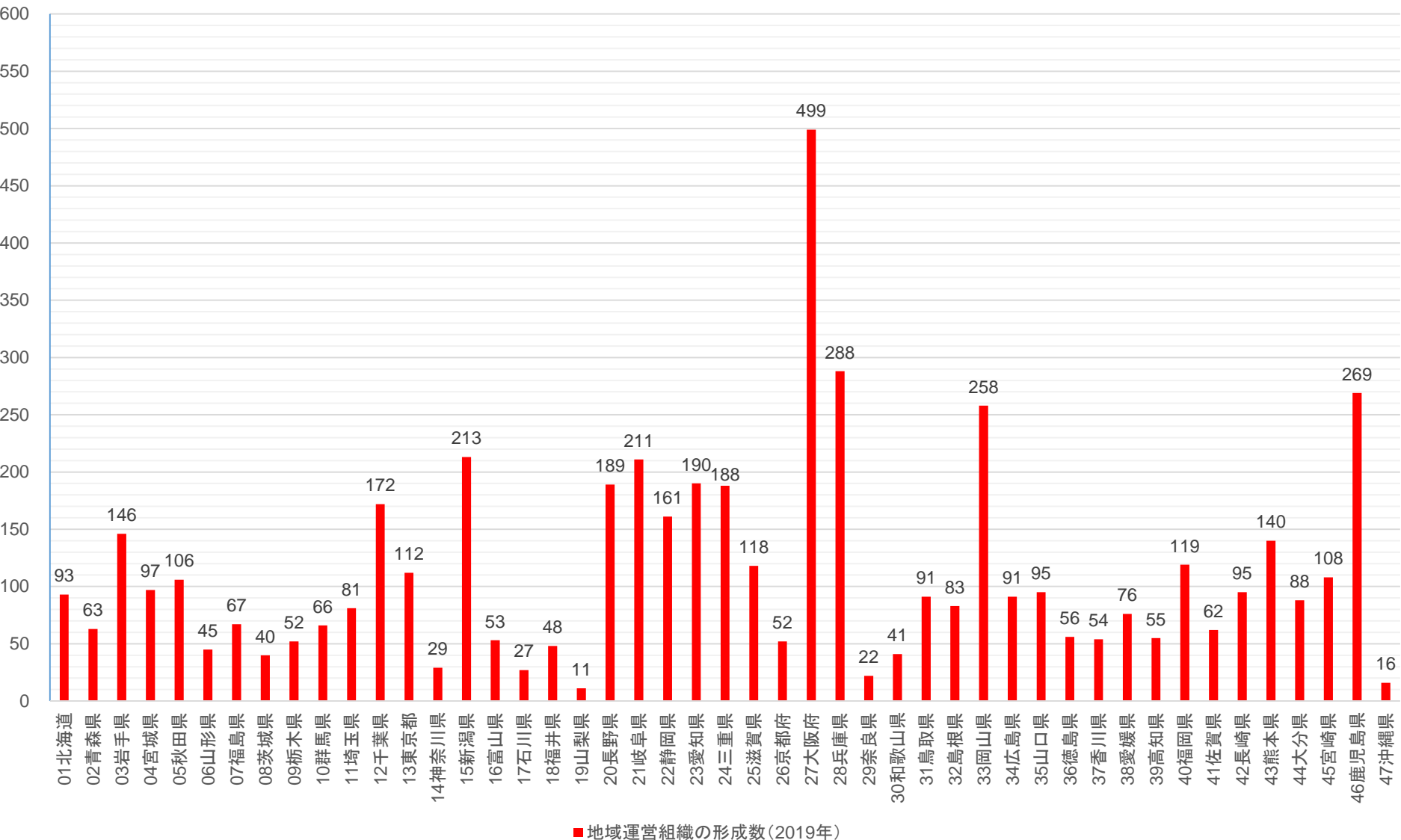
都道府県別の小さな拠点の形成状況

（市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,267箇所の内訳）



出典：内閣府「令和2年度小さな拠点の形成に関する実態調査」（令和2年11月） https://www.cao.go.jp/regional_management/about/chousa/2020/index_00002.html

都道府県別 地域運営組織の形成数



■ 地域運営組織の形成数(2019年)

出典：地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果(令和2年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)を基に内閣官房作成

【基本目標4】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

②魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

地域住民自らによる主体的な地域の将来プランを策定し、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行う組織である地域運営組織の形成を促すとともに、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成を促進する。その際、「小さな拠点」や地域運営組織の形成を進めるに当たっては、人口減少や高齢化を踏まえ、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワーク機能の強化、郵便局や農業協同組合など地域内外の多様な組織との連携を促進するとともに、関係人口の創出・拡大の取組と連携するなど、総合的かつ分野横断的な展開を図る。

【重要業績評価指標】

■ 「小さな拠点」の形成数：1,800箇所（2024年度）

■ 「小さな拠点」の形成数に対する地域運営組織が形成されている比率 90%（2024年度）

【横断的な目標1】多様な人材の活躍を推進する**横1-1 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進****（3）地域コミュニティの維持・強化**

地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の活動を支援する。

【重要業績評価指標】

■住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：7,000団体（2024年度）

■生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に

取り組む地域運営組織の割合：60%（2024年度）

【基本目標4】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

② 魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

i 「小さな拠点」の形成の推進

- (a) 「小さな拠点」について、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」の最終報告（2016年12月13日取りまとめ）を踏まえ、更なる形成拡大と質的向上を目指し、事例集やポータルサイトの活用を始め、オンラインを含めた全国フォーラム、ブロック別研修会の開催等により総合的に支援していく。また、取組を進めるに当たっては、有識者からの意見を聴取し、適切なフォローアップを行う。
（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）
- (b) 地域の特性を活かした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、安定的な石油製品の供給システムの確立の推進、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入等による「地域循環共生圏」の創造、関係人口の創出・拡大など多機能型、分野横断的な取組を進めるとともに、農業協同組合、郵便局など地域内外の多様な組織との連携を推進する。
（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、経済産業省資源エネルギー庁石油流通課、環境省大臣官房環境計画課）
- (c) 高齢者の生活サービスの維持・確保のため、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発など、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく市町村が行う地域支援事業との連携を推進する。
（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課）
- (d) 過疎地域をはじめとした条件不利地域において、集落ネットワーク圏（「小さな拠点」）の形成に向けて、住民の暮らしを支える生活支援や、なりわいの創出を支援するとともに、優良事例を周知する。また、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の期限切れを控え、過疎地域の厳しい現状を踏まえ、その持続的発展を目指す新たな過疎対策に取り組む。
（総務省自治行政局過疎対策室）
- (e) 人口減少・高齢化が進む都市計画区域外の地域において、周辺地域とネットワークで結ぶ基幹地域に、複数の生活サービスや地域活動の場の集約化を進めるモデル的な「小さな拠点」事業の効率的な実施を推進するため、既存施設を活用した生活機能の集約に係る改修等を支援する。
（国土交通省総合政策局地域交通課、国土政策局地方振興課、海事局内航課）
- (f) あまねく全国に拠点が存在する郵便局の強みを活かし、地方公共団体等との連携を推進するとともに、ICTを活用した事例の全国展開を推進し、新たな分野における地域課題解決の事例を創出する。
（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課）
- (g) 地域運営組織の形成及び持続的な運営や地域での雇用創出に向けて「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置の活用促進等により、地域運営組織の資金調達力の向上を図る。
（内閣府地方創生推進事務局）

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持 住民の「生活の質」の維持・向上

2024年度までに全国で、

- ・「小さな拠点」を1,800箇所(2020年度 1,267箇所) 形成
- ・うち、地域運営組織が形成されている比率を90%(2020年度 87%)とすることを目指す。

情報支援 ~取組効果の見える化、優良事例の横展開~

- ・「小さな拠点」づくりの手引きの発行
- ・地域運営組織の法人化促進ガイドブックの発行
- ・小さな拠点情報サイトの開設・運営
- ・地方創生事例集(小さな拠点・地域運営組織版)の作成
など

人材支援 ~担い手となる人材の育成を図る~

- ・全国フォーラム、ブロック別研修会の開催
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会(全国キャラバン)の開催
- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
など

財政支援 ~各省予算や地方財政措置、税制措置により総合的に支援~

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

- 【主な予算措置】(令和3年度予算(案))
- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
特定地域づくり事業推進交付金(5億円)
 - ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
 - ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成
推進事業(0.42億円)
 - ・[農水省]農山漁村振興交付金(98.1億円)

- 【主な地方財政措置】
- ・地域運営組織の持続的な運営に必要な費用等に対する地方交付税措置
 - ・集落支援員の設置に要する経費、集落点検の実施や集落のあり方についての話し合い等に要する経費に対して特別交付税を措置
- 【税制】
- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（所得税）

中山間地域におけるふるさと会社を応援！〔小さな拠点版エンジェル税制〕

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、一定額を総所得税から控除する特例措置

【背景・目的】

人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対する投資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。

【制度概要】

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

生活サービス等の提供・地域の就業機会の創出



株式会社豊かな丘（長野県豊丘村）



株式会社長谷（兵庫県神河町）



株式会社あいポート仙田（新潟県十日町市）



株式会社大宮産業（高知県四万十市）



寄附金控除の対象
「対象企業への出資額－2,000円」をその年の総所得額から控除

暮らし続けられる地域の維持・発展

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア）
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

小さな拠点税制の活用事例（長野県豊丘村）

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組んでいる。
- 「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する「株式会社 豊かな丘」が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行っている。



地方創生拠点整備交付金の活用

(H28補正・交付決定額 89,150千円)

道の駅を核として、コミュニティスペースや生活基盤を整えるための商業施設、農家レストラン、農産物直売所、農産物加工所、行政情報コーナー等を集約した「小さな拠点」を整備。

小さな拠点税制の活用（H29年度・H30年度）

- ・村の支援を受けて、地域住民が主体となり道の駅の運営会社である株式会社を設立(平成29年12月)。
- ・その後、道の駅を運営する株式会社への投資を後押しするため、「小さな拠点」に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用。
- ・平成30年3月(203名から8,980千円の出資)、平成30年8月(44名から7,110千円の出資)の2回、税制上の優遇措置(寄付金控除)を適用。



効果

- ・ 新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- ・ 村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- ・ 緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出

小さな拠点税制の活用事例（山口県長門市俵山地区）

NEW

- 令和2年4月の延長後、初めての税制適用事例。
- 俵山地域は人口約1千人、長門市内の中でも特に人口減少や高齢化が進展。古くから「俵山温泉」を中心に発展してきたが、旅館経営者の高齢化や後継者不足、旅館の老朽化等により、地域活力の低下が危惧される。
- 「株式会社SD-World」は、飲食機能により長期滞在の魅力向上と雇用創出を図るとともに、後継難の旅館機能の補完や、ジビエによる鳥獣対策等の活動を実施。



飲食施設「たべ山」。将来的には旅館の食事提供機能の一部を担う、セントラルキッチンとして活用する構想もある。



俵山温泉は外湯のみで、各旅館は内湯を持たない。（宿泊、食事のみ）

小さな拠点税制の活用（令和2年4月）

- 長門市観光課長を務めていた藤永氏が社長となり、地域住民を中心に84人、800万円の出資を受けて会社を設立。
- 地域内の空き飲食店と空き旅館を活用し、住民と観光客向けの飲食店＋弁当惣菜販売等、地域住民や観光客の交流施設としてリノベーション。
- 小さな拠点税制の活用により、「国の制度、市の計画に則った取り組みとして地域の理解が広がり、想定以上の出資者が集まった」という。



地域おこし協力隊から定住したハンター中野氏



鹿肉・イノシシ肉などをステーキやソーセージ、チャーシューなどで提供。

栃木県大田原市須佐木地区の事例

取組の概要

- 地区唯一の食料品店とガソリンスタンドが令和2年2月に閉店。
地域住民のみならず、古くからの地域の拠所である寺院「雲巖寺」(老師:原宗明氏)を中心に、郵便局や学校等の多様な関係者の協働により、「小さな拠点」づくり事例集を参考に、僅か4ヶ月余りで「小さな拠点」:食料品店とガソリンスタンドがオープン。
- 運営会社(株式会社かなめ)は、店舗開発経験のあった副住職・高憲氏が代表に就き、地域住民の出資、県と栃木県よろず支援拠点の財政・技術支援を得て設立。店長には元地域おこし協力隊員の細田氏が就任。



開店セレモニーで原宗明老師は、「買い物できる場所がなくなつてはこの地域がつぶれてしまう、地域をつぶす訳にはいかない!と考えた。」と、店舗再生に協力した理由を語った。



写真提供: 下野新聞社

高憲氏は飲食店舗開発経験を活かし、陳列方法や地元商品の販売、休憩スペース等に工夫を凝らす。

地域の方の声:

10km先のスーパーだとアイスは帰る途中で溶けてしまうので買えなかった。これからはいつでも食べられます。



宮城県丸森町筆甫地区の事例

取組の概要

- 「一般社団法人筆甫地区振興連絡協議会」が、役場出張所の業務やまちづくりセンター(旧公民館)の運営を行いつつ、住民出資による商店を開設するとともに、商店の隣にあるガソリンスタンドを事業承継して運営開始。
- 地域住民は地域課題の解決に熱心に取り組む協議会に対し信頼を置いており、同協議会が運営するまちづくりセンターや商店、ガソリンスタンドが生活を支える拠点であるとともに、心の大きな拠り所にもなっている。



協議会が運営する商店とガソリンスタンドは、生活に欠かせない筆甫地区の「小さな拠点」として多くの地域住民に利用されている。

商店とガソリンスタンドの運営

- 買物弱者対策として商店「ひっぽのお店ふでいち」を開設し、日用品、食料品の販売と移動販売を実施。野菜等の直接販売が可能。食堂ではコーヒーやランチなどを提供
- 商店の隣にあるガソリンスタンドの事業を継承

まちづくりセンター(旧公民館)の運営

- 筆甫地区振興連絡協議会がまちづくりセンターの指定管理業務を受託して以下の事業を運営
 - ・施設の維持管理、貸館業務
 - ・各種生涯学習事業 など

地区別計画に基づく各種事業の展開

- 総合計画で位置付けられている地区別計画に基づき、地域課題の解決に資する事業を展開
 - ・イノシシの捕獲などの獣害対策
 - ・高齢者の声がけ・お助け隊
 - ・外部ボランティアの受け入れによる耕作放棄地・荒廃林対策 など

役場出張所業務の実施

- 出張所が行っていた業務を受託
 - ・窓口業務(各種証明書交付)
 - ・文書の取次、区長会の運営・事務
 - ・各種団体の業務への協力 など

「無印良品 直江津」の移動販売の取組

取組の概要

- (株)良品計画が、新潟県上越市に新店舗「無印良品 直江津」をオープンさせたことに伴い、商品をマイクロバスで移動販売する取組を開始。2020年8月に実証実験を行い同年9月より本格展開。
- 移動販売の取組は、市街地にある「無印良品 直江津」まで足を運びづらい中山間地域に居住する住民に向けて実施。「上越市の“くらしの真ん中”になり、つながりを創出・醸成するための場」として、無印良品の衣服や文房具、食品といった日用品を販売する。



移動販売には、包括連携協定を結んでいる頸城自動車のバスを改装して活用。



移動販売のバスの中では、無印良品でお馴染みの食品や衣服など、毎日使う日用品を中心に販売を行っている。

運行情報や販売の様子などは、無印良品直江津店の地域情報として掲載

<https://www.muji.com/jp/ja/shop/046607/articles/events-and-areainfo/areainfo>

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

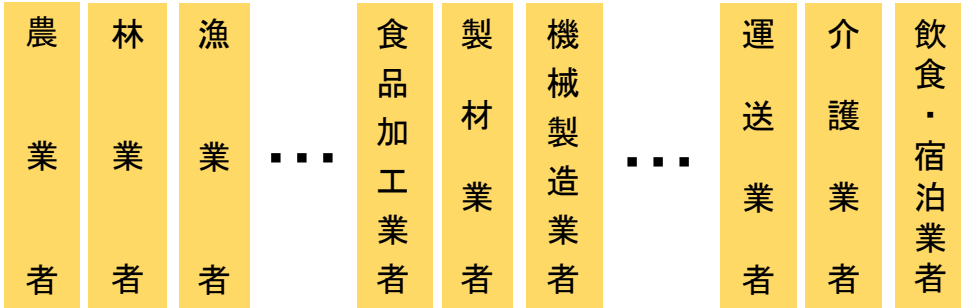
人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員



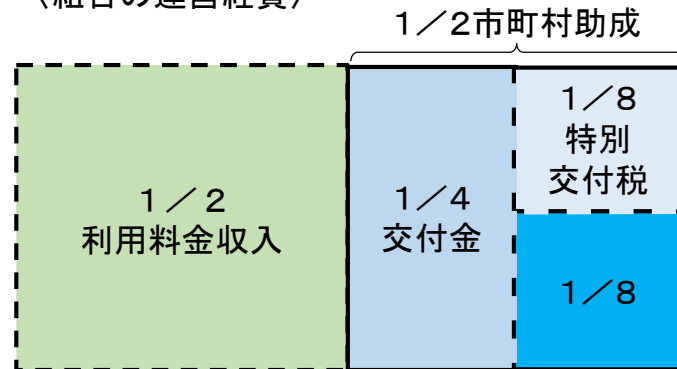
人材派遣 利用料金

特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市町村

〈組合の運営経費〉



財政支援

認定

都道府県

「小さな拠点」づくり ブロック別会議

令和元年度は、全国5ブロックで、それぞれテーマを定めて開催

○小さな拠点×福祉@広島

○小さな拠点×地域交通@仙台

○小さな拠点×郵便局@福井

○小さな拠点×生活協同組合@札幌

○小さな拠点×JA@大分

※大分会場は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止

令和2年度については、オンライン等を用いた開催を **2月8日（月）** に予定しております。
詳細については改めて通知いたしますのでご確認いただき是非ご参加ください。



「小さな拠点」づくり 全国フォーラム

令和元年度については、令和2年3月16・17日の2日間、TKPガーデンシティ渋谷において全国フォーラム「地方創生 小さな拠点学校」の開催を計画していたが中止。※ただし、開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきます。なお、掲載可能な資料についてはHPに掲載。

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakkyoten/r020316forum.html>

令和2年度についても**3月中旬**にオンラインによる開催を予定しております。是非ご参加ください。(詳細は決定次第改めてお知らせさせていただきます。)

令和元年度ご参考

令和元年度「小さな拠点」づくり全国フォーラム

2020年2月25日版

『地方創生 小さな拠点学校』

人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった「地域運営組織」や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク構築等による「小さな拠点」の形成が全国各地で進められています。

「小さな拠点」づくりを進める上では地域住民の主体的な活動が重要ですが、特に人口減少等が厳しい地域においては担い手不足が大きな課題となっていることから、地方公共団体や地域住民のみならず、地域に根差した多様な組織と連携・協働していくことも重要と考えます。

今年度は、多様な組織と地域との連携・協働をテーマに、2日間にわたって『地方創生 小さな拠点学校』を開催いたします。関係者のみなさまのご参加をお待ちしております。

日 時：1日目 令和2年3月16日(月) 13:30~17:30 (受付：13:00~)

2日目 3月17日(火) 9:30~12:30 (受付：9:00~)

会 場：TKP ガーデンシティ渋谷 4階

東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル (渋谷ヒカリエ南東隣)

対 象：地方公共団体、中間支援組織、大学関係者、NPO、地域住民、郵便局・JA・社会福祉・地域交通・生活協同組合の関係者、小さな拠点及び地域運営組織の形成や運営についてご関心のある方など、**どなたでも参加いただけます。**

定 員：300名(先着順)

参加費：無料 ※事前申込制

プログラム

■第1日目：「地方創生 小さな拠点学校」

時間割	内容
13:30~13:40	開会・あいさつ
全校集会 13:40~15:25	■基調講演 ・前高知県梶原町長 矢野富夫先生 『梶原町の6つの小さな拠点の生きた仕組みづくり』 ・(一社) 筆甫地区振興連絡協議会(宮城県丸森町) 吉澤武志先生 『災害時に発揮された地域力から考える地域運営組織の可能性』 ■セッショントーク コーディネーター：明治大学 小田切徳美先生 『もう一度問う、なぜ「小さな拠点か」』 ・分科会講師
授業・演習 15:40~17:30	■分科会 ・1組 明治大学 小田切徳美先生 『小さな拠点をどうつくるかー段階性と多様性；梶原町から学ぶー』 ・2組 島根大学 作野広和先生 『多様な主体の参画による小さな拠点の構築』 ・3組 (特非) 都岐沙羅パートナーズセンター 斎藤主税先生 『住民の主体性を育む「ワガコト化」のコツ』 ・4組 (一財) 明石コミュニティ創造協会 柏木登起先生 『多様な主体と協働でつくる地域運営組織の形成・運営方法』 ・5組 (一社) 筆甫地区振興連絡協議会(宮城県丸森町) 吉澤武志先生 『どうつくる？多様な個人・団体を巻き込む地域運営組織』 ※お申込時に、参加を希望する分科会を第3希望まで選択いただけます。先着順で受け付け、第2、第3希望となる場合には、ご連絡させていただきます。
放課後 17:30~18:00	参加者同士の交流(自由参加)

■第2日目：「地方創生 小さな拠点学校」～文化祭～

時間割	内容
9:30~9:40	開会・あいさつ
9:40~10:10	■講演 ・島根大学 作野広和先生 『みんなでつくる小さな拠点と地域運営組織』 ・わたしのマチオモイ帖制作委員会 山本あつし先生
10:10~11:10	■ブース展示・発表
11:10~12:25	■セッショントーク コーディネーター：島根大学 作野広和先生 ・日本郵便(株) ・全国農業協同組合中央会 (JA 全中) ・(公財) さわか福社財団 ・(一社) 日本カーシェアリング協会 ・日本生活協同組合連合会
12:25~12:30	閉会・あいさつ

※プログラムは変更になる可能性がありますことをご了承ください。

具体的な取組 「小さな拠点」づくり事例集 ～取組概要と形成プロセス～

各地域が時間をかけて発展させてきた「小さな拠点」や「地域運営組織」の形成プロセスについて、より一層の理解を深められるよう、各地区の事例について、その取組概要とともに、取組を始めたきっかけや取組が発展していく過程などをいくつかのステップに分解し、一連のプロセスとして整理。



平成31年3月 発行

【掲載事例：20地区】

店っこくちない(岩手県北上市)、ひっぽのお店 ふでいち(宮城県丸森町)、吉島地区交流センター(山形県川西町)、瀬替への郷せんだ(新潟県十日町市)、南信州とよおかマルシェ(長野県豊丘村)、くんま水車の里(静岡県浜松市)、コミュニティきさとみんなの店(三重県松阪市)、奥永源寺溪流の里(滋賀県東近江市)、ムラの駅 たなせん(京都府南丹市)、村営ふれあいマーケット長谷店(兵庫県神河町)、川上村ふれあいセンター(奈良県川上村)、東西町コミュニティセンター(鳥取県南部町)、はたマーケット(島根県雲南市)、あば商店(岡山県津山市)、きらめき広場哲西(岡山県新見市)、川西郷の駅いつわの里(広島県三次市)、ほほえみの郷トイ(山口県山口市)、農村交流施設森の巣箱(高知県津野町)、集落活動センター(高知県橋原町)、宇佐市地域交流ステーション(大分県宇佐市)

見開き2ページ構成

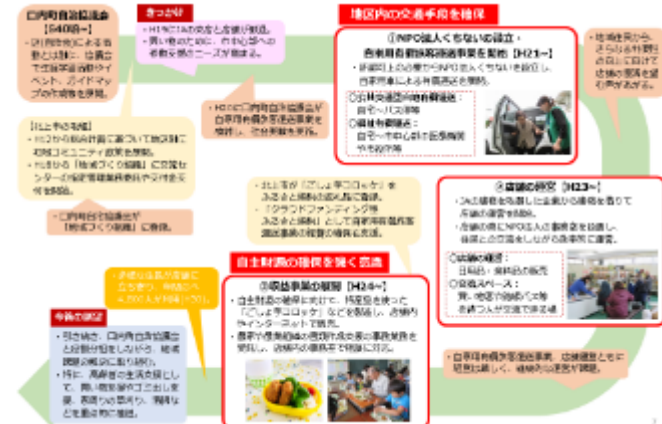
1ページ目：事例の概要

事例No.01 <岩手県北上市内町>「店っこくちない」

○日用品や食料品を販売する店舗の増加によって、買い物目的とした市中心部への移動距離のニーズが高まったことから、「NPO法人くちない」を設立して自家所有店舗の運営を開始。その後、店舗を拡大させ、特産品の販売・販売先によって収益性を高めるが特長に。店舗は店舗バスの停留所にもなっており、さらに店舗内に交流スペースを設置したり、農家の必要書類の作成支援を行ったりすることで、多様な地域住民が店舗に足を運ぶ機会を提供し、交流の拠点となっている。

地域状況	取組内容
<ul style="list-style-type: none"> 人口1,510人、493世帯(高齢化率44%(H30)) 北上市の中心から約10km離れた市の東部に広大な山あいの地区 市中心部まで距離(又はあるが)平日のみ車で4往復 H19にJAの支店と店舗が開設し、買い物を中心とした市中心部への移動距離のニーズが高まる 	<ul style="list-style-type: none"> 自家所有店舗各運営の支援 <ul style="list-style-type: none"> 店舗ドライバー(11人)で、自家所有店舗各運営事業を展開。 公共交通と自転車並走(「白もへろ」等) 利用料金：1回100円 備品等運送(自宅～市中心部の店舗間や市場等) 利用料金：1回800～1,200円 日用品販売店舗「店っこくちない」の運営 <ul style="list-style-type: none"> JA敷設後、地域住民で日用品・食料品販売店舗を運営し、農産物やみそなどの産産品を揃え、生活上の不便さを解消。 店舗バスと自家所有店舗各運営事業を通じた間に、地域住民が交流できるよう、NPOの法人の事務所と交流スペースを併設。
市の地域コミュニティ取組	運営体制
<ul style="list-style-type: none"> H12から本格的に地域コミュニティ取組に着手 組合員数に応じて地域住民との協議の下で「地区計画」を必要づけ H18から公民館を交流センターとし、「地域づくり組織」にその運営管理委員と交付金の交付を開始(当時の地区では、544世帯に設立された市内自治協議会が地域づくり協議会を設立) 	<ul style="list-style-type: none"> 北上市 JA敷設後 NPO法人くちない NPO法人くちない 地域住民
特産品の製造・販売	取り組みの特色
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特産品として「芋」を用いた「ごしょ芋コロッケ」を開発・販売。 ○市のふるさと納税販売店に「ごしょ芋コロッケ」が登録され、その収益で店舗運営等の経費を賄う。 	<ul style="list-style-type: none"> 山形県産「芋」の取組(林野庁、H20) 産地直売所に出展(産地直売所、H22) 公民館によるまちなか再生事業に関する調査研究事業(関係者、H26) 暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究にかかわるモデル事業(関係者、H26)

2ページ目：形成プロセス



「小さな拠点」づくり ～PR動画～

「小さな拠点」づくりを紹介する動画を作成しました。

※いずれも**90秒**と短時間にまとめておりますのでぜひ一度ご覧ください。



「小さな拠点」づくり ～拠点交流編～

生活サービス機能が集約された
「拠点」づくりのメリットについて、
・きらめき広場哲西（岡山県新見市）
・あいの里まつばら（高知県梶原町）
を紹介。



<https://youtu.be/fPFcny-slno>



「小さな拠点」づくり ～地域運営組織編～

住民自らが生活サービスを支える
「地域運営組織」の取組について、
・さとのみせ（高知県土佐町）
・躍動と安らぎの里づくり鍋山、
（株）コミケア（島根県雲南市）
を紹介。



<https://youtu.be/vFQXKSs8Gts>

日本カーシェアリング協会とは…？

スタッフは19名(パート12名)、
車両は**231台!**



寄付車で作るやさしい未来

(寄付で集めた車を使って**持続可能な共助の社会**を作る)

カーシェアで
楽しみながら支え合う
地域をつくる

災害の時、車で
困らない地域をつくる

車を貸すことで
人と地域を元気に

『コミュニティ・カーシェアリング』

『モビリティ・レジリエンス』

『ソーシャル・カーサポート』



Copyright (C) 2020 Japan Car Sharing Association.
All rights reserved.

支え合う地域を作る『コミュニティ・カーシェアリング』

特徴その1 目的は「支え合う地域づくり」



乗り合いで買物



外出支援



旅行



地域活動への協力



個人利用



防災訓練



おちゃっこ



柔軟に！楽しいサークル活動！
気が付けば移動も解決！
おちゃっこが中心（拠点）

Copyright (C) 2020 Japan Car Sharing Association.
All rights reserved.

支え合う地域を作る『コミュニティ・カーシェアリング』

特徴その2 **ルールと役割を決めて、自分たちで運営する**

ルールはおちゃっこで決める。
毎月集まっておちゃっこ※しながら、運営状況を確認したり、ルールを決めたり、次の旅行の予定を立てたりしながら自分たちで運営します。

ボランティアドライバー担当
(この奥)→

おちゃっこ担当

お出かけ担当

予約担当 (個別外出支援)

予約担当 (買物ツアー)

前日の予約はやめておこうね。

次はどこに行く？

ボランティアドライバーはご近所さん

こんな時、どうする？

買い物ツアーはいつにする？

※おちゃっこ：お茶を飲みながら、お菓子や漬物などを食べながら、おしゃべりする東北独自の文化であり方言。

4

定期的にお茶っこでルールを作り上げていく

不動町カーシェア会 (20...)

2 3 4
8 9 10 11 12 13
14 15 16 17 18 19 20
22 23 24 25 26 27
30 31

Copyright (C) 2020 Japan Car Sharing Association.
All rights reserved.

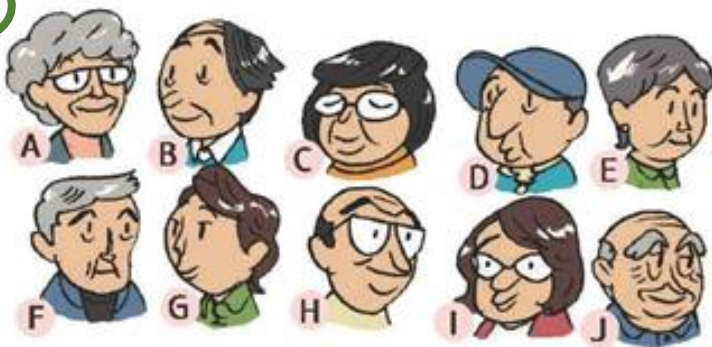
支え合う地域を作る『コミュニティ・カーシェアリング』

特徴その3 経費実費を平等に分担する仕組み

経費

- ・車両維持費
- ・燃料代
- ・各種手当（送迎の対価以外）

使った割合
だけ負担。



不足の場合
お出かけで
財源も確保



定期的にご利用状況と収支を確認し、足りなければ楽しい企画！

Copyright (C) 2020 Japan Car Sharing Association.
All rights reserved.

『コミュニティ・カーシェアリング』実践グループ紹介

※2019年1月末時点

吉野町カーシェア会
(51名・76歳)



新西前沼カーシェア会
(70名・73歳)



門脇カーシェア会
(43名・74歳)



中央カーシェア会
(26名・76歳)



準備中

浪江町



大山町



倉吉市



不動町カーシェア会
(22名・77歳)



渡波カーシェア会
(35名・77歳)



三ツ股カーシェア会
(34名・72歳)



石巻以外

葛川イキイキサークル
(大津市)



林際カーシェア会
(南三陸町)



新立野カーシェア会
(19名・75歳)



山下南カーシェア会
(70名・75歳)



大門町カーシェア会
(15名・72歳)



小鳥の森カーシェア会 (岡山市) 永江支え合いカーシェアクラブ (米子市) 助け英田しちやろう会 (美作市)



15地域、400名以上の方々（平均年齢75歳※石巻）が取り組む

Copyright (C) 2020 Japan Car Sharing Association.
All rights reserved.

地域活性化伝道師について①

地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し、指導・助言などを行っていただく制度です。

登録者数：386名（令和2年4月1日現在）

○地方公共団体による招へい及び相談等

地域活性化伝道師の活用にあたって、事務局による支援を必要としない地方公共団体は、事務局のウェブサイトから自らの課題の解決に向けた取組に適した地域活性化伝道師を選び、直接連絡を取ることで、招へい及び相談等を行うことができる。

○内閣府地方創生推進事務局による派遣

地域活性化伝道師の活用が、地域活性化に大きく寄与すると見込まれるにもかかわらず、地方公共団体はその経費を負担することが困難である場合は、地方創生推進事務局が謝金及び旅費を負担し、地域活性化伝道師を派遣することができる。

「小さな拠点」に関する派遣をご検討されている地方公共団体は、下記までご連絡ください。

(TEL : 03-5510-2457、MAIL : e.chiisanakyoten.i7d@cao.go.jp)

地域活性化伝道師について②

○内閣府地方創生推進事務局による派遣を希望される地方公共団体は、以下の派遣申請書のご提出をお願いします。

【記載例】(例: 中山間地域等における交通ネットワークの確保)

地域活性化・総合コンサルティング派遣申請書			
相談テーマ	小さな拠点における交通ネットワークの形成について	相談主体	〇〇県〇〇市
派遣伝道師	□□ □□	ブロック名	〇〇ブロック
派遣希望日時	令和〇年〇月〇日	電話番号	〇〇〇-△△△-□□□□
		メールアドレス	〇〇〇〇@△△.ne.jp
○派遣の対象となる取組 地域活性化伝道師の派遣の対象は、原則として、以下の要件を満たす取組とする。			
<p>(1) 地方公共団体が実施主体であること及び地方公共団体が当該取組に責任を持って継続的に関与することが見込まれること。</p> <p>・実施主体名及び取組内容の継続性について記載して下さい。</p>			
<p><例：地域における交通ネットワークの確保> 本市の〇〇地区は、〇年前に日用品や食料品を販売する店舗が撤退し、最寄りの店舗までは〇km、公共交通機関も1日〇便しかないなど、交通不便地域となっており、また、地域のコミュニティ活動の活発化が必要な地域である。そこで、他市で取り組まれているコミュニティ・カーシェアリングの導入を参考とし、〇〇年〇月から、本市においても、テスト運行を開始すべく、まずはこの主体づくりに向け、意識・動機付けを進めていきたい。</p>			
<p>(2) 改訂版総合戦略又は地方版総合戦略の推進若しくは地域活性化に向けたその他の課題解決に結びつく事業であること（講演会等を含む。）</p> <p>(事例)</p> <p>①交付金採択事業の推進支援 ②しごと創出事業 ③資産・人材活用事業 ④地域生活の魅力の見直し事業 など</p> <p>・地域活性化伝道師へ求める相談内容を具体的に記載して下さい。</p>			
<p><例：地域における交通ネットワークの確保> コミュニティ・カーシェアリングを導入するにあたり、(例、地域住民の問題意識、主体づくり、合意形成など)が課題となっている。地域活性化伝道師には、実際に現地に入っただき、(例、地域住民への意識付け、地域の集まりへの参加、コミュニティ・カーシェアリングについての講演など)をお願いしたいと考えている。 また、本取組は、本市の地方版総合戦略に位置付けられている「〇〇〇〇」の推進にも寄与するものであり、地方版総合戦略を推進する観点からも、地域活性化伝道師に相談を行いたい。</p>			

(3) 計画されている地域活性化伝道師の活動が、以下のいずれかに合致すること。

①地域のリーダーの育成
取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、実施体制の構築を後押しするもの。

②実施スタッフの育成
実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員の確保、スキルアップなどを後押しするもの。

③事業化の推進
地域の産学官連携で商品開発を進める活動を後押しするとともに、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授するもの。

④販路拡大・雇用創出
地域の新たな産業として定着させるためのマーケティング・販路拡大を後押しするもの。または、これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及することを後押しするもの。

・①～④のいづれかを選択して下さい。

①地域のリーダーの育成
取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、実施体制の構築を後押しするもの。

(4) 地域活性化伝道師の活動内容について、派遣後に実施状況のアンケートや意見交換会を実施するなど適切なフォローアップが計画されていること。

・派遣後のフォローアップ内容を記載して下さい。

地域活性化伝道師からの助言を参考にし、引き続き、本市が地域住民の運営組織に対し、定期的にフォローアップ支援を行っていく。

(5) 地方公共団体が地域活性化伝道師の招へいのための経費を負担することが困難な事情があること。

・経費を負担することが困難な事情について記載して下さい。

<例：地域における交通ネットワークの確保>
本市の財政状況は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の取組み強化の必要性があり、非常に厳しい状況である。
このような状況ではあるが、地域の実情を鑑み、コミュニティ・カーシェアリングの導入の可能性を探りたい。導入に向けて地域活性化伝道師からの助言は必要不可欠であるが、当初予算では招へい費用は計上しておらず、前述の状況から補正予算での計上も困難な状況であるため、内閣府からの派遣をお願いしたい。

(6) 同一年度内の当該取組への派遣回数が2回を超えないこと。2回目の派遣を行う場合は、1回目の派遣から(3)の①～④に示す取組の段階が進捗していること。

・取組内容の進捗状況について記載して下さい。

派遣回数が同一年度内に2回を超える予定はない。